

国連気候変動枠組条約第 6 回締約国会議再開会合

2001 年 7 月 18 日

COP-6 再開会合の代表者らは午前・午後・夜に交渉グループ会合を行い、資金的問題、メカニズム、土地利用・土地利用変化及び森林（LULUCF）、遵守について引き続き話し合いを行った。

編集者注：正式に依頼を受けた場合、また方針として、ENB は非公式ないし非公開交渉で行われた発言を、どの政府のものであるか直接名指しすることはしない。

交渉グループ

メカニズム：メカニズム・グループは午前と午後会合を行い、未解決の技術的・政治的問題を特定しそれについて協議した。エストラーダ共同議長は、附属書（メカニズム実施のための様々な「管理上の」要素に関するもの）に対する合意の達成は COP-7 での交渉に委ねることになるかもしれないとの可能性を挙げた。多くの発展途上国・先進国がこれに反対し、CDM の即時開始等の問題に対する附属書の重要性を強調した。

エストラーダ共同議長は、環境的影響評価、公的参加、ベースライン、CDM における小規模プロジェクト、CER 取引、メカニズムの適格性と、JI プロジェクトの第 2 路線として使用されうる検証手続きという、交渉グループが解決すべき 6 つの「技術的問題」を同定した。これらの問題を処理するため、非公式グループが設置された。同グループの所見が、木曜日の本会議に提出される共同議長報告書に反映されることになる。

エストラーダ共同議長は、公平性、持続可能性、CDM と JI における原子力、CER 検証の監督委員会の設置と構成、CDM 理事会の構成、コミットメント期間準備量のレベル、3 つのメカニズム全てに対し収益金の一部負担をどう適用するか、附属書 I 締約国の CER 使用はその国が遵守協定の締約国であることを条件とするという要請、一国 CDM、CDM における吸収源という、閣僚による解決を待つ 10 件の「政治的問題」に関する簡易リストを同定した。各案件につき、同共同議長はハーグ・テキストとブロンク・テキストにもとづいて、閣僚に提出する簡単なオプション・リストをつけることを提案した。

代表者らは様々なオプションに対して意見を出したが、特に、CDM と JI における原子力、監督委員会の設置と構成、コミットメント期間準備量のレベル、CDM における吸収源に関しては意見が分かれた。最後の件については、エストラーダ共同議長は、吸収源プロジェクトのあらゆるタイプを CDM に含めるとするオプションを含めるべきだという附属書 I 国グループの要請に対し反対を示した。

午後、代表者らは、第 4 条（共同達成）を行う附属書 I 締約国とその他の締約国とが不平等であること、LDC に対する特別な配慮の必要性、資金的追加性、CDM プロジェクトの公平な地理的配分、といった発展途上国が特定した政治的問題について検討した。エストラーダ共同議長は、第 4 条に関し閣僚に明確なオプションを提示すべきことと、残りの問題は共同議長による本会議への報告書の中で扱うということ提案した。同共同議長は、報告書に資金の公平な配分に関する

る記述を盛り込むべきだという一部の発展途上国の要請に反対を示したが、この件を本会議での発表の中で口頭にて取り上げることを約束した。

遵守：水曜日午後、代表者らは同作業部会の Romero 議長から、執行部門で適用される帰結について、採択のための法的基盤に関する問題について報告を受けた。同議長は、グループが閣僚に心に留めてもらうべき端的で具体的な質問に関するリストを同定し、合意したと述べた。その後 Slade 共同議長は同様の形式で共同議長覚書を提出し、未決案件についての質問を同定した。同共同議長は、帰結と採択の法的基盤に関するセクションは主に作業部会の結果をベースとしていると説明した。

執行部門の帰結に関しては、多くの締約国が、この覚書と作業部会で合意されたテキストとの違いについて尋ねた。彼らは後者で合意された文言を残すことを提案した。採択の法的基盤については、COPまたはCOP/MOPがこの決定を採択すべきかどうかについて代表者らが話し合った。

メンバーシップについては、提案されている質問は先入観の入ったやり方で草案化されており、二つの部門を区別しておらず、他のオプションを明確に示していないと、複数の附属書 I 締約国が語った。彼らは、最初のオプションは、遵守委員会の構成が理事会について UNFCCC の現行のやり方をもとにするかと仮定していると語り、この規則がこのような状況の中で前例を作ってしまうことについて疑問を掲げた。2 番目に提案されたオプションについては、一部の附属書 I 締約国が、メンバーシップは締約国グループのコミットメントにのみもとづくのではなく、部門の機能と権限にもとづくべきであると述べた。ある発展途上国グループは、提案されたテキストはミニマリスト的アプローチであり、指針となる 2 つの構成オプションを明確に提示していると応答した。発展途上国と某先進国グループは、遵守機関における投票規則についてもアンケートで取り上げることを提案した。

原則については、非附属書 I 締約国と複数の附属書 I 締約国が、原則をテキストの中で明確にうたうべきかについての質問を提起した。某附属書 I 締約国は、共通だが差異のある責任は促進部門の帰結に反映されるべきかどうか どのように反映されるべきかではなく についての質問を付け加えた。複数の附属書 I 締約国が、「及び個々の能力」という言葉を付け加えることを提案した。

控訴については、一部の附属書 I 締約国が、質問は明確かつ中立的に提示され段階的アプローチを踏むべきであると述べた。彼らは、最初の質問で控訴はあるべきかどうかを尋ねることを提案した。

共同議長はこれらのコメントと前日の話し合いにもとづいて自分達の覚書を修正し、バランスの取れた中立的なやり方で問題と意見を提示することを約束した。改訂版の覚書は本会議にまわされ、共同議長の責任において提出される。

資金的問題：このグループは午前中と夜に会合を行った。午前中、代表者らはブロンク・テキストにおける資金供与と資金源レベルに関する提案を検討し、多くの締約国が懸念を表明した。大

部分の附属書 I 締約国が寄付金を強制ではなく自発的なレベルとすることを支持し、いかなる遵守の帰結/罰則を設けることにも反対したが、発展途上国からの反対を受けた。

某先進国は、寄付金レベルを国別ではなく合算で設定すべきであると付け加え、1990 年における二酸化炭素排出量の割合をもとに附属書 I 締約国の寄付金額を計算する分担金負担計算式を認めなかった。附属書 I 締約国はまた、GEF を中心に既存の制度を増強していく方を良しとした。この代表者らは、新規の制度はいずれも付加価値を持ち、GEF の業務や権限に重複するものであってはならないと強調した。

某附属書 I 締約国は、UNFCCC の枠を超えたいとしている締約国があるため、追加的資金供与の話し合いが行われているのだと述べた。同国は、議定書を批准するつもりのない締約国はこの話し合いに入れるべきではないと語った。別の附属書 I 締約国グループは、UNFCCC 及び議定書の実施にはどちらにも追加的な資金供与が必要であると述べ、この件については全附属書 II 締約国が参加すべきことを主張した。

発展途上国は UNFCCC と議定書の問題を分ける必要性について強調した。彼らは、プロンク議長 of 適応基金提案は議定書の案件であると述べた。汚染者負担の原則を強調しつつ、彼らは既存の UNFCCC コミットメントが完全には実施されていないと述べ、climate resources committee の提案に対する懸念を表明した。市場経済移行国 (EIT) グループは、EIT からの資金供与についてのテキストの提案に反対した。

その後締約国は、パラグラフごとにプロンク・テキストを検討した。複数の附属書 I 締約国が、序文の中の「新規で追加的な」資金供与の削除を求めた。複数の EIT が附属書 I 締約国ではなく附属書 II 締約国について言及することを提案した。Ashe 共同議長は、各国の立場と様々なオプションに概要を述べた共同議長テキストが本会議用に作成されると述べた。

資金に関するグループが夕方再開され、対応策実施の影響に関するハーグのテキストについて話し合われた。Tsering 共同議長は、第 3 条 14 と LDC についてのテキスト完成が待たれる中で、資金関係で唯一テキスト中において未決となりそうなのは悪影響に関してのみであると述べた。エネルギー源開発に対する支持については、締約国はアジェンダ 21 の定義である「環境的に健全な」について記述した脚注について、長時間議論を行った。非附属書 I 締約国は、これを維持することを支持し、複数の先進国から反対された。某先進国は、この言葉は国連のシステムにおいては普通の使い方であり、この問題にセンシティブな性質があるということは本テキストにおいて脚注をつけずにしておくべきだということの意味していると述べた。

代表者らは 1 日中様々な非公式グループで会合を行い、いくつかの関連の案件に関するテキストにおいて進展が見られた。UNFCCC 第 4 条 9 (LDC) についてのテキストは Mamadou Honadia (ブルキナ・ファソ) が調整役を務めるグループで討議され、議定書第 3 条 14 に関する話し合いでは Leon Charles (グレナダ) が議長を務めた。どちらのグループでも進展が見られ、いくつかの括弧がはずされた。第 3 条 14 に関するグループも、対応策実施の影響に関するセクションにおける特定のパラグラフについて検討を行った。

技術移転に関する非公式グループは、「技術移転に関する専門家グループ」というタイトルに合意した。解決の待たれる未決案件には、このグループの目的と役割、その委託事項、構成などがある。Ashe 共同議長はこの件につき木曜日に発表すべく、non-paper の準備を行う。

LULUCF：代表者らは LULUCF 活動を管理する原則について話し合った。G-77/中国他が提案した原則とハーグ・テキストに書かれた原則が、ブロンク・テキストの運用関連パラグラフの中で統合されているという指摘があった。多くの締約国が、原則は明言化され序文の形を取るべきであると主張した。ハーグ・テキストに盛り込まれているように、この原則は広く受け入れられており今後の作業の指針となるべきであるということを閣僚に伝えるべきであるということが決定された。

ブロンク・テキストに盛り込まれた第 3 条 3 にもとづく計算規則に関する話し合いでは、ローテーションの短い森林に関する例外的な計上方法についての記載が無いことについて、附属書 I 締約国 2 カ国が質問を提起した。

EU は LULUCF 活動についての提案を提出したが、これは第 3 条 4 活動とメカニズムにそれぞれキャップを設けて全体的規模を制限することを狙ったものであった。この提案では CDM における LULUCF 活動を認めておらず、これについて複数の締約国が懸念を表明した。一部の附属書 I 締約国は、割引率の使用とメカニズムへのキャップに関し、既に「多くの制約を受けている」として反対した。EIT グループは、第 3 条 4 活動に対し交渉で決められた相対的制限値 基準年排出量に対するパーセンテージで表される にもとづいて実践的な譲歩をすることを支持した。その後締約国は、本会議に提出される交渉グループからの共同議長サマリーに対して簡単にコメントを行った。

会場の外では

木曜日に始まるハイレベル閣僚会議を控え、参加者達は重要交渉グループにおいてどのような戦略を取るのが良いのか頭を悩ませている。「強力」な議定書を支持する者は条約の存続のためには大幅に譲歩することが必要となるだろうという憶測がある中で、そのような締約国が「議定書の環境的十分性を維持する」ために別のさらに強硬なアプローチを取り、「恥をかかせて」他の締約国を参加に引きずり込むだろうと考える非政府の参加者もいた。しかし、プロセスを熟知した者の中にさえも、何が最も効果的な戦略なのかははっきりしないと認める者もいる。

一方、複数のオブザーバーが、グループ間の立場がさらに硬化しつつあることを察知し、ハーグで解決されたものと皆が思っていた CDM における原子力事業問題が生し返されていると指摘していた。もう少し楽観的なコメンテーターは、ハイレベル協議に先立ってより多くの「交渉材料」を作ることを狙った単なるポーズにすぎないと、これを退けた。自称「リアリスト」達は、一部の締約国は COP-7 まで「カードを出して勝負する」のを控えておくだろうとしている。

その他の話題は、ジェノバの G8 協議がボンの交渉にどの程度影響を与えるかということであった。